

利用者負担額（保育料）のお知らせ

〔2・3号認定子ども向け〕



名古屋市子ども青少年局

平成29年度からの変更内容

詳細は裏面または名古屋市公式ウェブサイト（URL：<http://www.city.nagoya.jp/>）をご覧ください。

- 多子世帯の軽減制度の拡充（裏面①参照）
B階層に該当する世帯について、第2子の保育料を無料とします。
- ひとり親世帯等の軽減制度の拡充（裏面④参照）
市民税所得割額77,101円未満の世帯（B階層を除く）について、第1子の保育料をB階層の額へ軽減します。

利用者負担額の決め方

<市民税額について>

利用者負担額は、その世帯の負担能力に応じてご負担頂くことになっており、市民税額に応じて階層別に決まります。

- 平成29年4月～29年8月の利用者負担額・・・平成28年度の市民税額に応じて決定されます。
- 平成29年9月～30年3月の利用者負担額・・・平成29年度の市民税額に応じて決定されます。

（所得の状況に応じて、9月に金額の見直しを行います。）

利用者負担額の階層は、父母及び生計の主宰者である方の市民税課税額の合計により決まります。生計の主宰者とは世帯の中で収入及び市民税額が最も多く、お子さんを税法上の扶養親族とし、健康保険の扶養家族としている方を言います。

税額には、次の控除は適用しません。これらの控除がある場合は、控除がなかったものとして税額の計算をします。

寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除

<年齢区分について>

いわゆるクラス年齢（小学校でいう学年と同じ）によります。平成29年度においては、以下のとおりです。

3歳未満児 平成26年4月2日以降にお生まれのお子さん 3歳以上児 平成26年4月1日以前にお生まれのお子さん

※2歳児クラスのお子さんで、年度途中で認定が3号から2号にかわった場合も、3歳未満児の区分を適用します。

<保育必要量について>

保育標準時間とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の利用をいい、保育短時間とは1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育の利用を言います。

利用者負担額の納付

利用者負担額は、月額で納めていただくことになっています。欠席などでもお返しすることはできません。

利用者負担額は、施設運営の保護者負担分となる大切なものです。決定された利用者負担額は毎月の納入期限までに納入されますようお願いいたします。なお、**保育所（公立・民間）の利用者負担額の納付にあたっては、口座振替による納付手続き**をお願いしています。

また、認定こども園や小規模保育事業などを利用する場合は、施設・事業所へ直接お支払いいただきます。

納付方法については、各施設・事業所にお問合せください。

利用者負担額の変更等

世帯の異動（保護者の結婚・離婚など）や税額の変更（税の修正申告など）などがあつた場合は必ずお住まいの区の区役所民生子ども課までお伝えください。原則として、世帯の異動があつた場合は、区役所民生子ども課が変更を知つた日の翌月分から、税額の変更などがあつた場合は、**決定時期当初にさかのぼって**、利用者負担額を変更します。

利用者負担額の減額

生計主宰者の方の失業（自己都合は除く）、事業の倒産、長期病気療養や災害に遭われ、利用者負担額のお支払いが困難になつた場合や『**婚姻歴のないひとり親家庭**』の場合、お子さんが長期にわたり入院する場合等は、一定の基準を満たすと、利用者負担額が減額されることがあります。事前に区役所民生子ども課までご相談ください。

その他の利用者負担

利用者負担額のほかに、教育・保育の提供にあつて必要となる教材費や行事費用などが発生することがあります。詳しくは、各施設・事業所にお問合せください。

お問い合わせ先：お住まいの区の区役所区民福祉部民生子ども課民生子ども係

平成29年度利用者負担額（保育料）基準月額表（2・3号認定子ども）

階層区分		市の基準月額				参考：平成29年度 国の基準月額 (保育標準時間認定)		
		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	3歳以上児	
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定			
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円	円	円	円	円	円	
		0	0	0	0	0	0	
B階層	平成29年度分(4月分から8月分までは平成28年度分)の市民税	非課税世帯	3,800	3,800	2,500	2,500	9,000	6,000
C階層	平成29年度分(4月分から8月分までは平成28年度分)の市民税所得割課税額	均等割のみ課税世帯	5,700	5,700	3,700	3,700	19,500	16,500
		10,000円未満	6,400	6,300	4,300	4,300		
		10,000円～40,800円未満	7,500	7,400	5,800	5,800		
		40,800円～43,800円未満	11,200	11,100	8,500	8,400		
		43,800円～55,200円未満	13,900	13,700	10,800	10,700		
		55,200円～67,000円未満	17,500	17,300	13,200	13,000	30,000	27,000
		67,000円～88,800円未満	22,100	21,800	16,100	15,900		
		88,800円～110,000円未満	25,800	25,400	18,400	18,100	44,500	41,500 (給付単価限度)
		110,000円～131,600円未満	29,400	29,000	20,700	20,400		
		131,600円～180,000円未満	34,900	34,400	22,800	22,500		
		180,000円～236,800円未満	42,700	42,000	25,800	25,400	61,000	58,000 (給付単価限度)
		236,800円～281,000円未満	50,300	49,500	28,300	27,900		
		281,000円～351,500円未満	58,300	57,400	28,600	28,200		
		351,500円～411,800円未満	63,400	62,400	28,700	28,300	80,000 (給付単価限度)	77,000 (給付単価限度)
		411,800円～518,000円未満	63,900	62,900	28,800	28,400	104,000 (給付単価限度)	101,000 (給付単価限度)
		518,000円以上	64,000	63,000	28,900	28,500		

①多子世帯軽減制度

B階層の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。**C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯**については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度

C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部

③世帯第3子以降無料制度

18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用料を軽減します。

- ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。
- イ) 在宅障害者(児)のいる世帯。障害者(児)とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
B階層	0円	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C1階層・C2階層	基準額の半額		
C3階層	3歳未満児：基準額の半額		
	3歳以上児：B階層の基準額		
C4階層からC7階層(所得割額77,101円未満)	B階層の基準額		

同居をしていない生計を同じくするお子さん(例：寮で暮らす高校生のお子さん)がいる等、軽減制度の適用によるお子さんの保育料の軽減が正しく反映されていないと思われる場合は、区役所民生子ども課までお問合せください。